

令和3年度 第2回 大田区自転車等駐車対策協議会について

第2回協議会の概要

【日程】 令和4年2月3日（木） 14:00～16:00
 【会場】 六郷地域力推進センター5階 六郷集会室
 ※WEB 会議システムによるハイブリッド形式

【報告】 ①計画策定スケジュール・ 前回の振り返り
 ②パブリックコメント・ 区民説明会の実施について
 【議事】 ①自転車等総合計画について
 ②前期アクションプランについて
 ③答申について



第2回協議会の主な意見

報告① 計画策定スケジュール・前回の振り返り / 報告② パブリックコメント・区民説明会の実施について

1	散走を通じて作成されたマップについて、これを実際に公表する場合に、安全性の確保をどのように示していくのか。一部のルート上に、自転車の安全走行に問題がある区間も含まれているので気になっている。 →今回作成したマップは、散走で走行したルートを示したものであり、実際に区民が参加するイベント等となれば安全性の問題や、自転車走行環境整備の情報提供なども併せて行っていく必要があると認識している。
2	散走での成果が、そのまま散走のコース、ルートとなるのではないことが分かるよう、ミスリードを防ぐ表現にする必要がある。
3	電動アシスト付き自転車の普及により、若い子育て世帯の方から既存の駐輪場に止めにくい等の意見を聞くことがある。これらのニーズを踏まえた施設改修が喫緊の課題と考えるが、どのような順序で進めていくのか。 →区でも課題を認識しており、一部施設で特殊車両向けの駐輪スペースの確保などを行っている。ただし、収容台数が減少することから必要台数の確保との両立を考えて、駅ごとの需要等を見ながら検討する必要がある。
4	自転車利用者の交通ルール違反について、自動車運転免許証と紐づけて自転車違反行為も処分対象にするなど、実効性のある抑止の方策を検討してはどうか。 →区として警察と連携しながら年代別の啓発活動を一層進めていく予定である。特に高等教育期、成人期に十分な啓発環境が整っていないと認識しているので、これらの取組みを強化していきたい。
5	自動車運転免許との紐付けに関しては、子どもや高齢者などを含め運転免許非保有者も多い中で、免許所有者のみ行政処分等を行うことは難しいと考える。
6	パブリックコメントの中で「車道混在を自転車ネットワークに含めるべきでない」との意見もあるが、区内道路の実状として歩車分離された道路は少なく、これらの道路でも自転車、自動車に一定のルールを伝える役割がある。一般の方に無駄なことだと思われないように色々な機会を通じて伝える必要がある。

議事① 自転車等総合計画について / 議事② 前期アクションプランについて / 議事③ 答申について

1	電動キックボードの規制緩和の方向性を受けて、これに関わる交通事故の危険性が高まる恐れがある。これらの対応についても今の内から検討することが必要ではないか。 →自転車に関する計画の中で位置付けることは難しく、不確定要素とした。区では、別に交通政策基本計画があるため、そこでの位置づけを踏まえながら対応を検討していきたい。
2	計画全体の流れとして、前回計画から大きく変わった部分が、新たな「たのしむ」の追加と考えるが、どのような考え方のもとに加わったのかが読み取りづらいと思う。 →アンケート調査等の結果から自転車・サイクリング等の要望があると捉え、暮らし、健康、観光の利用のきっかけをつくる必要があるとしている。これらの考え方が分かるように表現を検討したい。
3	パブリックコメントの中で「ヘルメットの着用」に関する意見があったが、警察官が自転車を利用する際にヘルメットを着用するなど、イメージを高めていくことが重要と考える。
4	大森駅の駐輪場は、元々は公園だった場所を駐輪場として運用しているものであり、地域の思いとして不満を持つ人もいる。このような部分も駐輪場計画の際に配慮してほしい。
5	地域としても連携して進めていく必要があるため、今回の資料等について区内 18 の連合会長に配布いただき、必要に応じて担当者が説明を行なうなどの方式をとってもらえると良い。

令和4年2月3日

大田区長
松原 忠義 様

大田区自転車等駐車対策協議会
会長 屋井 鉄雄

大田区自転車等総合計画について（答申）

「大田区自転車等総合計画」の策定について、当協議会において令和元年11月から計5回にわたり審議を重ねた結果、計画の方向性及び推進にあたり留意すべき事項についてとりまとめましたので、下記のとおり答申します。

記

1 総括的事項

- (1) 目標像「安全・快適に自転車で楽しく出かけたくなるまち」の実現に向け、区役所内の関係部局、区民、企業、関係機関等との連携体制を一層強化し、各施策を着実に実行すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響、新たな技術開発の動向等、今後の社会情勢の変化を的確に捉え、迅速かつ適切に対応すること。なお、5年後に予定されている中間見直しまでの期間においても、必要に応じて計画の見直しを行うこと。

2 個別事項

(1) 「とめる」施策について

限られた資源を有効活用し、区営自転車等駐車場の整備を計画的に行うとともに、民営自転車等駐車場の整備促進、適正かつ公平な料金体系の設定、ICT化等によるサービス向上を図ること。また、放置自転車のさらなる減少に向け、継続的かつ効果的に指導・啓発を行うこと。

(2) 「はしる」施策について

「大田区自転車ネットワーク整備実施計画」に基づく自転車走行環境の整備を着実に進めること。なお、整備後は効果検証を確実にを行い、国及び東京都との連携を深めながら、ネットワークの安全性及び連続性を高めること。シェアサイクルについては、運営事業者と連携し、さらなるサービス向上及び利用促進を図ること。

(3) 「まもる」施策について

区民の自転車の交通ルール・マナーを遵守する意識の向上、自転車交通事故の減少に向け、様々な年齢層に合わせた効果的な啓発手法を模索し、継続的に実施すること。特に社会人や子育て世代等、交通安全教育の機会が少ない年齢層に対する取り組みを強化すること。

(4) 「たのしむ」施策について

平成29年5月1日に施行された「自転車活用推進法」の目的及び基本理念を踏まえ、大田区ならではの自転車活用を推進し、区民の心身の健康増進、地域の観光振興、環境負荷の低減等の課題解決につなげること。また、「大田区自転車活用推進委員会」において継続して検討を行い、各施策の実効性を高めていくこと。

以上